

ECによる日本産オーディオカセットテープに対するアンチダンピング税
(ADP/136、1995年4月28日ガットパネル報告)

【はじめに】

各国、とくに米国やECのアンチ・ダンピング法制またはその運用には不合理なものが散見される。しかし、GATTや従来のアンチ・ダンピング(AD)協定には、当該法制または運用自身を明示してその許容要件または禁止要件を示す規定がない場合が多かった。しかし、このようなアンチ・ダンピング法制または運用に対して、1990年より前の時期には、わずか3件がガット紛争処理手続に提訴されたにすぎない⁽¹⁾。この状況は、1990年代に入ると一変し、ガット紛争処理手続に提訴される事案が一挙に増えた。このことは、各国のアンチ・ダンピング法制のGATT整合性が、AD協定の規律とならんでガット紛争処理手続によって手続的にも確保されるようになったことを示している。

本件は、ECのアンチ・ダンピング法制の運用に対して日本がガット紛争処理手続に提訴したもので、1980年代後半以降のアンチ・ダンピングに関する規律強化の動きの一環として位置付けられる。また日本がガット紛争処理手続に提訴したものとしては2件目のものであり、日本がガット、とくにその規律強化について積極的な役割を果たすとの姿勢を内外に示したものと評価できる。なお、1996年2月現在、パネル報告は採択されていない。

【事実の概要】

1988年11月に、ヨーロッパ化学組合(European Council of Chemical Manufacturers' Federation)は、日本産、韓国産および香港産のオーディオカセットテープがダンピング販売され、それによって実質的な損害を生産者に与えている旨の申立を、複数のオーディオカセットテープ企業のために、EC委員会に対して行った。この申立を受けて、EC委員会は、1989年1月にダンピング調査を開始し、1990年11月に暫定AD税を、そして1991年5月に確定AD税の賦課を決定した。

これに対して日本は、1991年7月にダンピング防止委員会(AD委員会)に対してECとの協議要請を行い、1992年5月には、調停委員会に問題を付託し、同年10月に小委員会(パネル)が設置された。

【報告要旨】

パネル報告は、大きく、先決的抗弁の部分と、E Cのダンピング運用の部分に分かれる。

I. 先決的抗弁

1. 調停時には主張されず、かつ／またはパネルの付託事項 (terms of reference) 内にはない論点 (issues)

(1) 総論

[協議および調停で提示されず、またはパネルの付託事項の範囲内にはない主張 (claims) は、パネルで主張できない (inadmissible) という E Cの抗弁について]

・パネルで適法に提示できる主張であるためには、①パネルの付託事項の範囲内でなければならない、かつ②パネル前の段階で特定されていなければならない (para. 295、以下 () 内の数字は報告書のパラグラフを示す)。

・主張がパネルの付託事項の範囲内ではないのは、付託事項の目的が、①パネル手続の範囲の確定と、②被提訴国および利害関係国への通知にあるからである (297)。

・主張がパネル前の段階で特定されていなければならないことの根拠は、調停段階でも、調停委員会は、当事者の主張が弱いと考えればそれを指摘してパネルの作業を限定する以上、当事者が一部の主張を調停段階で提示しないというのは通例ではないからである (300)。

(2) パネルの付託事項の範囲内にはない主張

① E Cによる価格抑制の算定方法

・付託事項には、侵害すると主張する協定上の義務とともに、協定と抵触すると主張する行為または事態を特定しなければならないが、E Cの価格計算の方法が恣意的である等の日本の声明は、協定と抵触する E Cの行為または事態を特定していない。E Cの価格計算方法に関する日本の主張は、その意味で付託事項によって本来行われるべき第三国への通知にはなっていない以上、パネルの付託事項の範囲内にはない (311)。

② 価格上昇の効果

・日本は、日本の輸出業者が価格引き上げを行っても、E C市場における一般的な価格上昇は起こらなかったであろうという議論の根拠である「穀類パネル」(SCM/14)を付託事項において言及しなかった。しかし、パネル設置時に、すべての法的根拠 (legal authority) を特定する必要はなく、したがって日本の輸出業者の価格引き上げの効果に

についての論点は、パネルの付託事項の範囲内である（315）。

③ E Cの還付手続

- ・ E Cの還付手続の A D 協定整合性は、日本が主張（claim）として行ったものではなく、単なる議論（argument）であり、付託事項の範囲外である（318）。

（3）調停時に述べられなかった主張

① E Cの還付手続および② E Cによる価格抑制の算定方法は、（2）の論点によって付託事項の範囲外である。

③他の要素

- ・ E Cの産業に対して損害を起こした他の要素については、日本は調停において特定しておらず、日本のこの点に関する主張は、パネルが審理すべき主張ではない（328）。

④構成正常価額の計算

- ・ E Cは、日本が構成正常価額の計算方法を調停において主張しなかったからパネルの権限外である旨を主張するが、調停において述べられなかった主張であっても、パネル設置の際に、標準的な付託事項以外に、日本と E Cの間で特別な付託事項に合意した以上は、E Cは、調停時に述べなかったからパネルの権限外であるという主張を行う権利を放棄したと考えるべきである（338）。

2. 日本が法的利益を持たない主張

[日本のゼロ・マージン扱い（zeroing）（後述）等の主張が日本の利益の無効化または侵害をもたらさすものではなく、日本がこれらの主張を提示できないという E Cの抗弁について]

- ・ A D 協定違反が当事国の利益の無効化または侵害をもたらすという推定が覆しうると仮定しても、E Cの主張はこの推定を覆しておらず、E Cの抗弁は成立しない（345）。

II. E Cがダンピングの存在や程度を決定するために用いる方法に関する主張

1. 正常価額以上での販売のゼロ・マージン扱い

（1） [ゼロ・マージン扱い（zeroing）は、公正な比較（fair comparison）ではなく、A D 協定 2 条 1 項および 6 項に反するという主張について]

- ・ 製品の個々の輸出価格と個々の正常価額の比較によってダンピング・マージンを算出すること（個別取引毎の比較）（transaction-to-transaction）が望ましいが、その方法が

実際的ではないから多くの締約国は加重平均した正常価額と比較しダンピング・マージンを算定する方法（平均法）を用いている。日本も平均法自身がAD協定違反と言っているのではなく、ECの採用する平均法（製品の個々の輸出価格と平均法によって算出した正常価額の比較によってダンピング・マージンを決め、正常価額以上で輸出された製品について発生するゼロまたはマイナスのダンピング・マージンは考慮しないこと）がAD協定違反と主張しているにすぎない（351）。

- ・AD協定2条の要求する「公正な比較」の指標は、「個別取引毎の比較」の結果であり、ECの採用した方法が公正であるかどうかは、この指標によって検討されるものである（353）。

- ・「個別取引毎の比較」によればダンピングが存在しないのに、ECの方法によればダンピングが発生するという場合も想定しうるが、日本が提訴したケースはこのような場合には該当しない（355）。

- ・日本はECの方法の恣意性を主張するが、恣意性とは「個別取引毎の比較」では出てこない算定結果が生まれる場合を意味する。しかし、日本は、本件について、このような結果が生まれたことを立証していない（356-357）。

- ・AD協定2条は、正常価額の平均と輸出価格の平均を比較することを要求していない（358）。

（2）「ECの法と慣行は（law and practice）は、ダンピングが存在しない場合にもAD税を賦課するものであり、これは公正な比較に反するという日本の主張について」

- ・この点はECの基本規則（Basic Regulations）が義務的であるかどうかポイントであるが、ECは、平均法を用いることを義務づけられておらず（363）、また慣行を抽象的に評価することはできない（365）。

2. 非対称性（asymmetry）

「控除すべき間接販売経費と利潤を控除せずに行った輸出価格の算定は公正ではないという日本の主張について」

- ・この問題は、ECが日本とECの市場構造の違いについて「妥当な考慮を払」わなかったかどうか（AD協定2条6項）に帰結する（369）。

- ・直接費用および間接費用は、価格の公正な比較に影響する（370）。他方、利潤の差異は必然的に価格の公正な比較に影響を及ぼすものではなく、常に妥当な考慮を払わなけれ

ばならないものではない。しかしながら、輸出者が、国内では生産に加えて販売の機能を営み輸出先ではこれを行わない場合には、販売に要する間接経費や販売に伴う利潤に、妥当な考慮を払わなければならない（375-376）。

- ・ E Cの基本規則 2 条 9 項、1 0 項は、妥当な考慮を払わなければならない項目を限定列挙するが、その中には生産者が国内で実施している異なる機能に要する間接販売経費やそれに伴う利潤を含まず、それに対して妥当な考慮を払うことを排除する以上、基本規則は、A D協定 2 条 6 項に抵触する義務的な立法である（378-382）。

3. 正常価額の構成：利潤の額

[E Cは、オーディオカセットの正常価額の構成にあたって、合理的な利潤を使用せず、協定 2 条 4 項上の義務に違反した、また利潤の計算は、同種の製品について行わなければならない、E Cは、実際に用いた分類上の製品よりも、下位の分類の製品を用いるべきであったという日本の主張について]

- ・ A D協定 2 条 4 項が要求するのは、①利潤の額が合理的であること、②利潤が、生産国の国内市場で通常実現されるものを越えてはならないことである（393）。

- ・ E Cが通常のタイプ（実際に比較に用いたものより下位分類のタイプ）のオーディオカセットの国内市場のデータを使えなかったのは、T D K（生産企業）が示した、この種のタイプのオーディオカセットに関するデータの信頼性が低かったためである。したがって、E Cの行為はA D協定 2 条 4 項に反しない（395）。

4. 正常価額の構成

[E Cの経費配賦法による経費計算は合理的な経費以上のものを含んでおり、A D協定 2 条 4 項に反するという日本の主張について]

- ・ E Cが経費配賦のために通常用いる方法を十分な説明なしに逸脱したことがA D協定 2 条 4 項違反というのが日本の主張であるが、これはもっぱらE Cの行為とE C規則の整合性の問題であり、A D協定 2 条 4 項に抵触しない（399-400）。

5. A D協定 8 条 3 項に関する主張

- ・ E Cの行動がA D協定 8 条 3 項違反であるという日本の主張に対して、A D協定 2 条違反があれば自然に 8 条 3 項違反になる以上、8 条 3 項違反を別途に審査する必要はない

(403)。

Ⅲ. 実質的な損害の存在の認定

1. 日本および韓国からのダンピング輸入品の効果の累積

(1) AD協定3条4項

[対象産品については日本と韓国からのダンピング輸入品の効果が累積しているために、損害が発生したものでない旨を日本の輸出業者が示すことができないという日本の主張について]

・複数の当事者からの「ダンピング輸入」によって発生した損害を単一に評価することは、AD協定3条上問題ではなく許容される(410-411)。

(2) AD協定3条1項

[ECが累積評価を行う際に、日本からの輸入量の伸びの比較等を考慮にいれておらず、AD協定3条1項が要求する「客観的な検討」をECが行っていないという日本の主張について]

・AD協定3条1項では締約国に「客観的な検討」が要求されているが、3条4項が、種々の国からのダンピング輸入品相互間またはダンピング輸入品と国内産品間の競争を検討することを要求していない以上、日本があげた特定の事実をECが検討しなかったことによって3条1項に抵触するものではない(416)。

2. ダンピング輸入の数量と価格効果

(1) 総論

・損害を認定するためには、AD協定3条2項で考慮すべきものとして挙げられているすべての指標(ダンピング輸入量の増大等)をみたす必要はなく、一つでもみたせばよいとする点では、日本とECの両当事者間に一致がある(422)。

(2) ダンピング輸入の量

[ECは、日本からのダンピング輸入量の増加を立証しておらず、AD協定3条2項に反するという日本の主張について]

・この主張は、ダンピングの累積に関する主張と同一である。もし同一の主張でないのであれば、AD協定3条2項のダンピング輸入と3条4項のダンピング輸入が異なる意味で使われていることを日本は立証しなければならないが、日本は審理の過程でこのような主

争処理手続のように調停前置主義が採られていないために、この点のWTO紛争処理手続に対して持つ意味はない。逆に、ECは、協議（consultation）段階で、主張が提示つくされていなければいけないと主張していた。現行WTO紛争処理手続でも、パネルに先だって協議が前置されており、協議についての判断は大きな意味をもつ。本件では、パネルは協議には言及せず、事実上ECの主張を退けた。協議段階で当事者がすべての主張を提示する必要はないというのが、パネルの判断であろう。

付託事項について、主張が付託事項の中になければいけないとした点は、今後の紛争処理手続上重要である。パネルはこの点の根拠を、明示的に①パネル手続の範囲の確定と、②被提訴国および利害関係国への通知に求めた。主張の提出時期の限定は、パネル手続を早期に終結させるための配慮に基づいていると考えることができる。

何が主張なのかが当然問題になる。先例であるパネル判断のような法的根拠までは必要ないというパネルの指摘は、今後パネルに提訴する際に注意すべき点であろう。また主張とするためには、協定と抵触する行為を相当具体的に特定する必要があるとしたことも、本パネル判断で押さえておくべき点である。

2. ダンピング法

本件では「ゼロマージン扱い（zeroing）」とよばれるダンピング・マージンの算定方法と損害の認定が問題になった。この中でとくに重要な論点は、ダンピング・マージンの認定についての非対称性の問題である。

〔ダンピング・マージンの算定方法〕

パネルは、個々の製品のダンピングマージンの算定の基礎については、個別取引毎の比較で算出した正常価額を指標と位置づけ、個々の製品の輸出価格と加重平均法（報告要旨中は平均法と記述）によって算出した正常価額の比較によるダンピング・マージンの算定の是非をこの指標に照らして決定するべきであるという立場をとった。個々の製品のダンピングマージンを、個々の正常価額との比較によって算出するのを原則とするという点では、現行WTO・AD協定2条4. 2と共通している。

ただし、本件の輸出製品の個々の価格と個々の正常価額の比較を指標とすることの意味は、現行のWTO・AD協定とは異なる。すなわち、WTO・AD協定は、加重平均に基づく正常価額を個々の輸出価格と比較できるのは、「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の

取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合に」限定する。それに対して、本件では、輸出製品の個々の価格と個々の正常価額の比較に基づけば出てこない決定が、輸出製品の個々の価格と加重平均による正常価額の比較によって出されたことを提訴国が立証すべきことを要求した。このようにWTO・AD協定が正常価額の算定方法の規律を強化した結果⁽³⁾、WTO・AD協定の原則と本件の指標の意味は異なることになった。したがって、個々の製品の輸出価格と加重平均法によって算出した正常価額の比較の規律の観点からは、WTO・AD協定が発効した現在、パネル判断の意義は小さくなったと考えるべきである。

他方、わが国が強く問題にしたゼロ・マージン扱いの問題は、輸出製品の個々の価格と個々の正常価額の比較に尽きるものではないことを忘れてはならない。前記WTO・AD協定2条4.2は輸出製品の個々の価格と個々の正常価額の比較の規律を行ったが、ゼロ・マージン扱いについて明示の規律を設けていない。したがって、上記の条件を満たして、調査当局が個々の輸出価格と加重平均に基づく正常価額を比較できる場合に、正常価額以上の価格で輸出した製品についてゼロ・マージン扱いをすれば、その是非は別途問題になりうる。そして、その点は、輸出製品の個々の価格と個々の正常価額の比較によっていけば出てこない決定が、輸出製品の個々の価格と加重平均による正常価額の比較によって出されたことを提訴国が立証できるかどうかにかかると考えざるをえない。ゼロ・マージン扱いの部分については、WTO・AD協定が発効によっても、本件の判断は意味を失わず、今後も生き続けると考えるべきである⁽⁴⁾。

[非対称性]

東京ラウンド・AD協定2条6項は、輸出価格と正常価額の比較は、商取引の同一の段階について行い、「輸入から販売までに生じた経費（関税及び内国税を含む。）及び利潤に対して考慮を払うべきである」と規定する（この点はWTO・AD協定2条4項）。ところがECについては従来から商取引の同一段階で輸出価格と正常価額の比較が行われていないという点が問題にされたが、EC裁判所はEC委員会のこの点についての判断を是認して、ECの確立した慣行となってきた⁽⁵⁾。パネルは、EC規則が価格比較において考慮できる事由を限定列挙し、そこには日本の主張した生産者が輸出先市場では行わない機能に要する間接販売経費やそれに伴う利潤は含まれておらず、AD協定違反と判断した。価格比較は同一段階で行うべきである以上、当然の判断とすることができる。

この判断は、E Cのダンピング規則の改正を明確に要求するものである。パネルでは、間接販売経費として広告費用のみに言及されているが、間接経費には、小売店の販売促進費等、さまざまなものが含まれると思われ、実際上の意味は大きい⁽⁶⁾。

[実質的な損害]

損害については、複数国からの輸出産品が競合する場合に、ダンピングによって発生した損害を累積的に評価することが、A D協定3条上許されるとした点が注目される。パネルの判断では、損害の累積的评价が一般的に許されるかのような書き方であるが、(a) W T O・A D協定は、ダンピングの価格差がデ・ミニマスより大きく、かつ「各国からの輸入の量が無視することができるものではない」といこと、および「(b) 輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当である」(3条3項)ことの両条件をみたすと調査当局が決定した場合にのみ、損害の累積的评价を可能とするとして、損害の累積的评价の許容される条件を明確に規定した。したがって、この点についての本件パネル判断の先例的意義はほとんどないとみるのが適当であろう。なお、本件は、W T O・A D協定の条件によっても、損害の累積的评价が許される事案であったと思われる。

[注]

(1) Cf. Ernst-Ulrich Petersmann, "GATT Dispute Settlement Proceedings in the Field of Antidumping Law," *Common Market Law Review*, Vol. 28(1991), pp. 69-113. 参照。

(2) この点の詳細は、公正貿易センター『ガット／W T Oの紛争解決における手続法上の諸問題』(1995)「第4章 主張制限」, pp. 49-65. (須網隆夫執筆) 参照。

(3) この点はガット・ウルグアイラウンド交渉ダンピング分野の正常価額の算出問題の中心的な論点であった。cf. Gary N. Horlick and Eleanor C. Shea, "The World Trade Organization Antidumping Agreement," *Journal of World Trade*, Vol. 29, No. 1 (1995), p. 24.

(4) ゼロ・マージン扱いについての本件の判断を批判するものとしては、Paul Waer and Edwin Vermulst, "The GATT Panel Report on the EC Anti-Dumping Proceeding Concerning Audio Tapes in Cassettes," *Journal of World Trade*, Vol. 29, No. 6(1995), pp.

37-38.

(5) Ibid., p. 39, no. 18.

(6) Ibid., p. 40.

(小寺 彰)